



## 議会からのお知らせ

## 平成27年5月会議・視察研修の開催状況について

下記の日程で会議・視察研修が行われました。

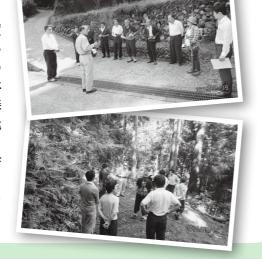
◎会 議 時間:午前10時から午後0時13分

日 付	委員会名		会	議	内	容	
5月19日	議会改革調査	定数について	報	酬につい	って		
	特別委員会	議会サポーター	制度に	ついて			

### ◎「自伐林業」視察研修

5月19日火火午後2時より、全員協議会において、那賀町臼ヶ谷橋本光治さんを訪問し、自伐林業の見学を行いました。自伐林業とは、限られた森林の永続管理と、その限られた森林から持続的に収入を得ていく林業です。森林の経営、管理、施行を自ら行います。木材の質の向上や森の多目的向上を心がけており、森の多面的な機能を持つ元気な森がつくられております。

橋本さんは、100 ha 規模の森林経営を行っており、安 定的な収入を確保し、良好な森づくりを両立させるため、 那賀町に根ざした非常に優れた環境保全型の自伐林業を 行っており、大変参考になることが多くありました。



## 那賀町議会、議会改革度ランキング



# 徳島県内で第3位!

早稲田大学のマニフェスト研究所が、全国の地方議会を対象に実施した議会改革度調査を基に、2014年度の議会改革度ランキングを発表しました。

調査は、5回目で全国

の県議会と市町村議会の全 1789 議会を対象にインターネット上で実施され、84%に当たる 1503 議会から回答を得ました。

設問を「住民参加」「情報公開「議会機能強化」の3分野に分類し、 回答を独自採点で数値化し順位を付けたものです。

徳島県内の自治体議会(全25議会)中、上位10議会は右記の通りです。

那賀町議会では、2013 年 10 月の議会改選以降、月 1 回のペースで議会改革調査特別委員会を開催して議論してきました。改革の結果が研究機関によって一定の評価を得られたことは喜ばしい限りです。しかし、まだまだ全国上位とは開きがありますのでさらなる精進に努めてまいります。

議会改革調査特別委員会

1位 小松島市議会

那賀町議会

2位 徳島県議会

4位 鳴門市議会 5位 三好市議会

6位 吉野川市議会

7位 勝浦町議会

8位 阿南市議会

9位 徳島市議会

10位 美馬市議会

## 平成27年 第2回那賀町議会臨時会

平成27年第2回那賀町議会臨時会は、5月14日に開かれました。

今臨時会には指定管理者の指定について1件、承認9件、報告2件の合計12件が提案され、審議が行われました。 議決結果は一覧表のとおりです。

## ◆ 議案及び議決結果一覧表 ・

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第56号	那賀町総合交流促進施設の指定管理者の指定について	平成27年5月14日	否 決
承認第1号	平成26年度那賀町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の 承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第2号	平成26年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第3号	平成26年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第3号)の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第4号	平成26年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第5号	平成26年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第6号	平成26年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第7号	平成26年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第4号) の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承認
承認第8号	那賀町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて	平成27年5月14日	承 認
承認第9号	那賀町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求め ることについて	平成27年5月14日	承 認
報告第5号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について(専	厚決第5号)	
報告第6号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について(専	厚決第6号)	
徳島県後期高齢	・ 治者医療広域連合議員の選挙について(坂口博文氏)		

# 每明確!发济发济

毎月第4日曜日 道の駅「鷲の里」にて(太龍寺ロープウェイ)

手作り野菜や手工芸品が並びます。ぜひお立ち寄りください。





地域再生塾丹生谷応援団

3 広報なか

広報なか 2

### 平成27年度

## 職員採用試験案内

一級建築士などの 有資格者は大歓迎!

### 試験日

平成27年9月20日(日)

申込受付期間

平成27年7月21日火~平成27年8月4日火

### 1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試具	験 区 分	採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	7名程度	那賀町の各部署において、一般行政事務に従事します。
消防職員	高等学校卒業程度	1 名程度	那賀町の関係部署において、消防の業務に従事します。
保 育 士	短期大学卒業程度	2名程度	那賀町の保育園等において、専門の業務に従事します。
看 護 師	短期大学卒業程度	2名程度	那賀町の関係部署において、看護師の業務に従事します。

### 2. 受験資格

試	験 区 分	受 験 資 格
一般事務	高等学校卒業程度	昭和54年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。
消防職員	高等学校卒業程度	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。
保 育 士	短期大学卒業程度	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者又は平成28年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。
看 護 師	短期大学卒業程度	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、看護師の資格を有する者又は平成28年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。

- ☆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 那賀町において懲戒免職の処分を受けた者。
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

### 3. 試験の日時及び試験場

区分	日時	試 験 場
第1次試験	<b>平成27年9月20日</b> 旧 開場時間 午前9時から	徳島文理大学9号館人間生活学部棟(徳島市山城町西浜傍示180) 試験場への車の乗り入れは、送迎を含め固く禁止します。
<b>第1</b> 次	試験時間 午前10時から	なお、付近に駐車場はありませんので、交通機関を利用してください。

### 4. 試験の方法 第1次試験は、次のとおり行います。

試験種目	時間	方 法 及 び 内 容
教養試験	午前10時00分から	│ │ 公務員として必要な一般知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。
(全職種)	午後 0 時00分まで	公扮員として必安な
適正検査	午後 1 時00分から	消防職員としての適応性を性格的な面と認知能力(機器運用技能等の基礎)の
(消防職員)	午後 1 時50分まで	面からみます。
専門試験	午後1時00分から	
(保育士)	午後2時30分まで	それぞれの専門的知識及び能力にういて抗一氏による事記試験を11います。 
適正検査	午後1時00分から	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面からみます。
(看護師)	午後 1 時50分まで	有護師としての適応性を頁貝、胚刀及び刈入関係の囲からみまり。 

#### 5. 受験手続き及び申込受付期間

- (1) 申込用紙 申込用紙は、那賀町役場に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求(試験区分○○○)」と朱書し、あて先明記の120円切手を貼った返信用のA4封筒を必ず同封してください。
- (2) 受験申込先 那賀町役場総務課宛
- (3) 受付期間 ア 平成27年7月21日伙から平成27年8月4日火までの執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時まで受付します。
  - イ 郵便による申込の場合は、封筒の表に「試験申込(試験区分○○○)」と朱書し、必ず「書留郵 便」にしてください。この場合は、受験申込書の郵便はがきに宛先を記入し、52円切手を必ず貼ってください。
    - 平成27年8月4日までの消印のあるものに限り受付します。
    - 受付期間経過後の申込は、一切受付いたしませんので十分注意してください。
- (4) 提出書類 職員採用試験申込書1部(所定の申込用紙を使用すること。)
- \*職員採用試験についてのお問い合わせは、那賀町役場総務課(TEL0884-62-1121)までお願いします。

## 議会との意見交換会



### 第五弾 『那賀町地域おこし協力隊』

今回は、那賀町地域おこし協力隊の7名の皆さんと5月14日に意見交換会を行わせていただきました。 地域おこし協力隊は、地域・団体が抱える問題に対する人材面の支援等をして、地域の課題解決と活性化 に繋げることが目的として那賀町も平成25年度から採用しており、今年4月、新たに3名の方が那賀町地 域おこし協力隊として採用されました。

まず始めに地域おこし協力隊の4名の方からそれぞれの地区で取り組まれた平成26年度活動報告をお聞きしました。主な内容は、まちづくり推進(もんてこい丹生谷運営委員会事務局・なかなかツーリズム関連・那賀町青年団活動)、山村資源創造(きさわ杉の娘楽校の手伝い・学生地域づくりインターンシップ・古民家ゲストハウス改修)、農林資源振興(柚冬庵カフェくるく活動・地域イベント参加・宅配弁当・調理・メニュー開発・ワークショップ・鳥獣害対策)、都市交流推進(山村留学センター「結遊館」の業務手伝い・展示会・移住フェアへの参加)などです。

意見交換では、議員から那賀町で生活できる目処は立つのかと質問があり、協力隊から林業やゆずをやってみたい、田や畑でたくさんの作物を作ってみたい、今年1年でどこまでできるか自分を試してみたいなど、 積極的な考えを聞くことができました。

また、協力隊から那賀町内には同世代が少なかったことや、住居を探すのに苦労したといった話があり、今後も協力隊の募集が広がっていくと思うので、空き家を用意していただき、そのお世話には必ず地元の人を紹介してほしいと要望がありました。

那賀町の良さについて聞いてみましたので、ご紹介いたします。 自然が豊かなところ、木沢の大きな岩、人(炭焼きをしていた おじいちゃんがかっこいい)、川(こどもを泳がせても安心)、大 釜の滝など那賀町の良さについてもたくさん話をしていただきま した。

これからの課題・目標については、地域の魅力・情報発信、移住に結びつくイベントの運営、法人設立準備などを掲げております。少しでも多くの人が那賀町に訪れ、地域の良さを感じ、移住に繋げていけるよう、私たち議員も地域おこし協力隊と共に那賀町の活性化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

私たち議会は、今後も引き続き各種団体の方々との意見交換会を実施したいと考えておりますので、意見交換を希望される団体の皆さんは、遠慮無くお近くの議員または議会事務局までお申し付けください。ご連絡をお待ちいたしております。





### 地域防災課からのお知らせです

## 那賀町生活再建助成金について

平成26年台風11号・12号により甚大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

那賀町生活再建助成金の申請期限は**平成27年8月31日まで**となっています。 まだ申請されていない方はお早めに申請をお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 那賀町 地域防災課 TEL 0884-62-1183



5 広報なか

健康福祉課からのお知らせ TEL 0884 - 62 - 1141

### ●第5期(平成24年度~平成26年度)介護保険料金額

所得段階	対象となる方	調整率	所得段階別の 保険料
第1段階	<ul><li>生活保護受給者の方</li><li>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方</li></ul>	基準額 × 0.5	28,800円 (2,400円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.5	28,800円 (2,400円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	43,200 円 (3,600 円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	基準額	57,600 円 (4,800 円)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円未満の方	基準額 × 1.3	74,880 円 (6,240 円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上の方	基準額 × 1.6	92,160 円 (7,680 円)

※()内の数字は月額



### ●第6期(平成27年度~平成29年度)介護保険料金額

所得段階	対象となる方	調整率	所得段階別の 保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合 計が80万円以下の方	基準額 × 0.45	31,104円 (2,592円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.75	51,840 円 (4,320 円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.75	51,840 円 (4,320 円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前 年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	62,208 円 (5,184 円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前 年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額	69,120 円 (5,760 円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.2	82,944 円 (6,912 円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満 の方	基準額 × 1.3	89,856 円 (7,488 円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満 の方	基準額 × 1.5	103,680円 (8,640円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額 × 1.7	117,504 円 (9,792 円)

※()内の数字は月額

お問い合わせ先 那賀町役場健康福祉課 介護保険係 TEL 62 - 1141

## 平成27年8月から 介護保険法改正により 以下の介護保険制度が変更となります

- ●一定以上の所得がある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります。
- ◆65 歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方が対象となります。(単身で年金収入のみの場合、 年収280万円以上)ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単 身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。
- ◆要介護・要支援認定を受けた方は、介護保険被保険者証と負担割合が記された負担割合証が交付されます。(既に要介護・要支援認定を受けられている方は負担割合証のみを交付します。)
- ●月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります。
- ◆所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。
- ◆同一世帯内に<u>課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合</u>に対象となります。 ただし、
  - ・同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合:その方の収入が383万円未満
- ・同一世帯内に65歳以上の方が2以上いる場合:それらの方の収入の合計額が520万円未満である場合は37,200円になります。

### ●食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります。

- ◆これまでは、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、以下を追加します。
- ①**配偶者が市区町村民税を課税されているかどうか**を確認し、課税されている場合には 負担軽減の対象外となります。(世帯が同じかどうかは問いません)
- ②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。 配偶者がいる場合:合計 2,000 万円 配偶者がいない場合:1,000 万円 (預貯金等に含まれるもの:預貯金(普通・定期)、有価証券など)

※詳しいことについては健康福祉課 (Tm. 62 - 1141) までお問い合わせください。



## 65歳以上の方へ

## 平成27年度から介護保険料が変わります

介護保険料は、3年ごとに事業計画の見直しを行い、サービスの利用量や介護報酬の改定などを考慮して、保険料額を決定しています。平成27年度から平成29年度までの介護保険料額は、基準額で現行の月額4,800円から月額5,760円になります。

これは、今後のさらなる高齢化により介護が必要となる人が増え、介護にかかる費用が増加する見込みであるためです。

7月中旬を目途に、納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収 開始通知書を送付しますので、納入とご理解ご協力をお願いいたします。

#### <介護保険の財源>

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(国費:25%、県費:12.5%、町費:12.5%)を財源で運営しています。財源の内訳は右のとおりです。

65歳以上の方の 保険料 22% 公費 50% 40~64歳の 方の保険料 28%

7 <u>広報なか</u> 6

健康福祉課からのお知らせ TEL 0884 - 62 - 1141

## 臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成28年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。 これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能し なくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができ ます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

### 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、 必ずこの証をその窓口で渡してください。 備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意 思を表示することができます。記入する場合は、1か ら3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u> 移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を 提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。
- ≪1又は2を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、 ×をつけてください。≫

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】 「特記欄

署名年月日

本人署名(自筆)

家族署名(自筆)

は以下のとおりです。

◆提供したくない臓器の選択 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、 その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器

自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつ

脳死後:心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 心臓が停止した死後: 腎臓・膵臓・眼球

#### ◆特記欄への記載について

◆自分の意思に合う番号を選択

選んで○をしてください。

1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨など の組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」 「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」 と記入できます。

#### ◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してくださ い。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っ ている家族が、その確認のために署名してください(家 族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です)。

※臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにす ることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。 ※記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成27年7月31日」 となっています。

平成26年度の認定証をお持ちの方で、引き続き平成27年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに 健康福祉課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の 提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、 お近くの役場窓口に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

#### 平成27年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成27年度の保険料が年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支 払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らをお送りします。 また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方について も、健康福祉課から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

## 重度心身障害者等医療受給者証の更新について

現在交付している重度心身障害者等医療受給者証の有効期限は7月31日までとなっております。8月1 日以降は新しい証となりますので、対象者の方は7月13日(月)以降に更新手続きを行ってください。

提出書類等

- ・重度心身障害者等医療費受給者認定(更新)申請書
- ・受給者の健康保険証
- ・印鑑(申請書に押印)
- ・身体障害者手帳又は療育手帳(重複障害の方は両方)
- ・受給者、配偶者、扶養義務者の所得・扶養証明書 (平成27年1月1日に那賀町に住民登録がない場合のみ提出必要。)
- ・その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
- ・現在お持ちの受給者証等は、有効期間が過ぎた後、役場にお返しください。

由請場所

那賀町役場 健康福祉課又は各支所

申請期間

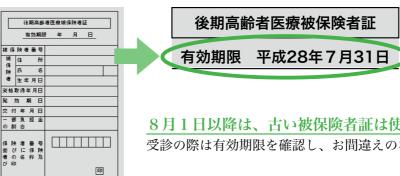
平成 27 年 7 月 13 日(月)~7月 31 日金まで (8月1日以降、医療機関にかかる前に必ず更新してください。)

## 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成27年7月31日」となっている 濃いクリーム色(黄色)の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に健康福祉課から、**有効期限 平成28年7月31日**と記載された新しい被保険者証[みどり色] をお届けします。平成27年8月1日から平成28年7月31日までの一部負担金の割合(1割又は3割)は、 平成26年中の所得に基づき、改めて判定します。

※ご確認ください!



新しい被保険者証の 有効期限は

平成28年7月31日 になっています。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、 受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

### 【一部負担金の割合の判定方法について】

## 1割負担となる方 同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

3割負担となる方						
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合				
住民税課税所得 145 万円以上		145 万円以上の被保険者がいる				
総収入の合計額	383 万円未満は1割(要申請)	520 万円未満は1割( <b>要申請</b> )				
応収八ツ百計領	383万円以上は3割(※)	520 万円以上は3割				

<sup>※70</sup>歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未 満の場合は1割(要申請)

9 広報なか 広報なか 8 こくねん情報です

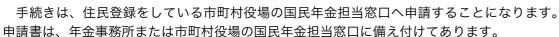
那賀町役場住民課国民年金担主

TEL 62-1194

## 国民年金保険料免除等の申請について



経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。 保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の 事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。





平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月から平成28年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成26年4月より、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、年金事務所へお問い合わせください。

## 「年金情報流出」を口実にした"振り込め詐欺"や "個人情報の搾取"にご注意ください!! ~日本年金機構~

### 5月に判明しました年金情報流出事案に関して次のようなことはありません

- ・日本年金機構や年金事務所からお客様に電話することはありません。該当するお客様の基礎年金番号の 変更に関するご連絡は、後日、文書をお送りします。
- ・日本年金機構からお客様にお金を要求することは一切ありません。
- ・日本年金機構がお客様にATMの操作をお願いすることは一切ありません。
- ・お客様の個人情報(家族構成など)を確認することはありません。

で自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、 迷わずにお電話ください。

専用電話窓口(コールセンター) 0120-818211

受付時間 午前8時30分~午後9時

警察相談専用電話 #9110 または最寄りの警察署まで

## <らしのサポーター募集中!!

行政から発信される消費者情報を周りの消費者(家族、友人、近所や職場など)に広めたり、周りの消費者の相談を行政につなぐなどのボランティア活動をする18歳以上の方と団体を募集しています。

問合せ先

徳島県消費者情報センター(都築、林)
TEL 088-623-0612(休所日 水曜日・祝日・年末年始)
HP http://www.pref.tokushima.jp/shohi

### 健康福祉課からのお知らせ

## 平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金について

平成 27 年度も、前年度に引き続き、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

●支給対象者 平成 27 年 6 月分の児童手当を那賀町から受給される方

または所属庁から6月分の児童手当を受給される公務員で、かつ基準日において那 賀町に住所のある方

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は対象となりません。

●対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支 給 額 対象児童 1人につき 3,000円

●基 準 日 平成 27 年 5 月 31 日

### 申請方法

●申 請 先 那賀町役場 健康福祉課 又は各支所窓口

※公務員の方は、平成27年5月31日時点で住民票が那賀町にある方が対象です。 (勤務先から案内がありますので、そちらもご覧ください。)

●申請期間 平成27年6月8日(月)~平成27年10月30日(金)

●提出書類 申請書(対象者の方に、6月初旬に健康福祉課より郵送しております。)

### 給付金の受取方法

- ●申請書の裏面に記載した指定口座に入金されます。
- ●支給は10月の児童手当支給日以降となります。
- ※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

### ご注意

●原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんので、必ず申請期間内に申請してください。

● "振り込め詐欺" や "個人情報の詐取" にご注意ください。 市町村や厚生労働省から、手数料の振り込みを求めたり、ATM(銀行やコンビニなどの現金自

市町村や厚生労働省から、手数科の振り込みを求めたり、AIM(銀行やコンヒニなどの現金を動支払機)の操作をお願いしたりすることは、絶対にありません。

お問い合わせ先 那賀町役場 健康福祉課 TEL 62 - 1141

## 「駅前労働相談会」を開催します

【と き】平成27年7月12日(日) 午後1時~午後4時30分 (受付は午後0時45分~午後4時まで)

【ところ】シビックセンター4階(アミコビル内)

【内容】解雇・配転・賃金・時間外労働などの労使間トラブル

【相談員】弁護士など県労働委員会委員

【申込み】不要 【費 用】無料 【問合せ】徳島県労働委員会 TEL 088-621-3234

労働委員会

11 <u>広報なか</u>10



### 野焼きなどの焼却行為については法律で禁止されています。

~家庭ごみは燃やさずに、町のごみ収集へ~

家庭ごみは野焼きをせず、町のごみ収集に出してください。事業系一般廃棄物は基準を満たした焼却炉 で燃やすか、那賀町清掃センター(TEL 67-0754 那賀町白石字炭トコ 5-10) へ持っていく、または 許可業者に処理を委託してください。

例えば、次のような焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2 により罰せられることがあります。

- ・地面の上で直接ゴミを燃やすこと
- ・ドラム缶や一斗缶、掘った穴でゴミを燃やすこと
- ・ブロックやコンクリートなどで囲った中でゴミを燃やすこと
- ・ドラム缶に煙突を付けただけのような簡易な焼却炉でゴミを燃やすこと



次のような、野焼き禁止の例外規定とされる行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場 合は、改善命令や行政指導の対象となります。

政令で定める廃棄物の焼却(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第14条)

- ・震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策、復旧のために必要 な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業や林業、漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (軽微なものとは煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量な焼却のこと)
- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

## ペットを飼うときはマナーを守りましょう!

犬猫の道路等へのフン・尿に関する苦情が多く寄せられます。犬の散歩中 のフンは必ず持ち帰り、川や水路に流さないようにして下さい。

また、犬の放し飼いは県条例により原則禁止です。猫についても「放し飼 いが当然」という風潮がありますが、できる限り放し飼いをさけて下さい。 フン・尿についてはできるだけ自宅敷地内で排泄するようしつけて下さい。



自宅敷地外への犬・猫のフン・尿禁止!

上記についてのお問い合わせ先 那賀町環境課 電話 62-1192 及び各支所

## 那賀町の果樹農家のみなさんへ

### 1 果樹農家への経営支援対策事業(事業延長)

平成27年度果樹経営支援対策事業が実施されます。事業の内容は、消費者ニーズに対応した収益性の高い 優良品目・品種への転換や園地整備等、前向きな取り組みを行う果樹農家や産地を支援するものです。

また、果樹経営支援対策事業を行った方が対象となる未収益期間支援事業も実施されます。事業の内容は、 果樹経営支援対策事業により、優良な品目又は品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間を支援する ものです。那賀町の果樹農家の皆さんも、この機会に本事業をご活用いただき、ゆずやすだちの優良品目・品 種への改植や園地整備等に取り組み、果樹経営の改善を図って下さい。

### 2 那賀町で振興する品目・品種

	品目	品 種 (系 統)
l	ゆず	木頭系、山根系、要系、平の香
2	すだち	本田系、神山系

- ※・同じ品種への改植は対象とならないので、ご注意下さい。
- 実・改植園地内の既存の樹木は伐採、伐根すること。
- **塵**・放任園や申し出前に伐採している場合は対象となりません。
- ・新植する場合は対象となりません。苗木は購入苗木に限ります。
- 農業振興区域の中の農用地であること。

### 3 事業の内容

### 果樹経営支援対策事業(改植)

◆振興品目・品種への改植等:最低面積は地続きで2a以上

「かんきつ類」から「ゆず・すだち」への改植の場合 ……………… 22万円/10 a の定額補助 「その他果樹」から「ゆず・すだち」への改植の場合 ······ 事業費の1/2の定率補助

- ◆園地整備等:最低面積10a以上で、改植と一体的に実施 ······ 事業費の1/2の定率補助
- 未収益期間支援事業(未収益)
- ◆果樹経営支援対策事業で5a以上の改植をした場合に対象になります。… 20万円/10aの定額補助

### 4 事業の支援対象者

今後とも果樹農業を継続する意志のある 60代までの農家、もしくは果樹農業を継続 していける後継者の見込める農家が対象です。

### 5 事業申請等の手続き

今回の募集は27年度事業(今年の収穫後、来年春に 植えかえる分)が対象になります。事業に取り組むた めには、8月10日側までに下記まで申し出て下さい。 事業内容等、詳しくはご相談下さい。

JAアグリあなん経済部(担当:儀宝)☆0884-26-1812 役場農業振興課(担当:和田)☆0884-62-3776 (役場各支所地域振興室 鷲敷 ☎62-1122 上那賀 ☎66-0111 木沢 ☎65-2111 木頭 ☎68-2311)



### 町内業者請負状況(建設工事)

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に 決まりました。詳細については役場相生庁舎にて閲覧することができます。 〔お問い合わせ先〕建設課・検査室 TEL 62-1167



(工小工事)				
契約日	工 事 名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
H27.5.20	平成26年度 町単独もみじ川温泉改修工事	大久保	11,070,000	侑四宮工業
6. 4	平成27年度 町単独町道大城線維持補修工事	木頭北川	8,424,000	北川産業侑
6. 4	平成27年度 町単独林道維持修繕工事(白石線第1支線)	白 石	7,776,000	侑岩崎建設
6. 8	平成27年度 町単独小浜医師住宅改修工事	小 浜	14,742,000	侑岩崎建設
6. 8	平成27年度 町単独町道寺谷線改良工事	木頭北川	6,879,600	北川産業侑
6. 8	平成27年度 町単独町道入野牛輪線他維持修繕工事	入 野	3,423,600	<b>匍橋本土建</b>
6. 8	平成27年度 町単独町道四百場線他維持修繕工事	延野他	2,430,000	<b>旬橋本土建</b>
6. 8	平成27年度 町単独町道大久保上線維持修繕工事	大久保	1,609,200	侑四宮工業

広報なか 12 13 広報なか



### 肺の生活習慣病『COPD (慢性閉塞性肺疾患)』

【はじめに】

町立上那賀病院医師 美馬 正人

徳島県の COPD の死亡率は全国的にも高く、昨年度の統計ではワースト 1 位となっていることはご存知でしょうか。今回は、そんな COPD についてお話したいと思います。

【COPD とはどんな病気?】

COPDとは、タバコなどの有害な空気を吸い込むことによって、空気の通り道である気道(気管支)や酸素の交換を行う肺(肺胞)などに障害が生じる病気です。その結果、空気の出し入れがうまくいかなくなることによって、通常の呼吸ができなくなり、息切れがおこります。長期間にわたる喫煙習慣が主な原因であることから、COPDは肺の生活習慣病といわれています。



【喫煙が COPD の引き金になります】

COPD は別名タバコ病と言われるように、ヘビースモーカーに多い病気で、患者の 90%以上は喫煙者です。また受動喫煙 (他人が吸ったタバコの煙を周囲の人が吸わされること) によっても起こります。 さらに喫煙以外の原因として、大気汚染や職業的な塵埃や化学物質も刺激になります。

【COPD の現状】
全国の COPD による死亡数は年々増加傾向にあり、徳島県においても、ここ 10 年の COPD の死亡数をみると、年により変動があるものの増加傾向にあります。また、死亡率は全国に比べて高く推移しています。2000 年に国内で行われた調査では、40 歳以上の男女のうち 8.6%が COPD の疑いがあることがわかりました。また、患者数は約 530 万人と推定されています。しかし、実際に医療機関に入院または通院している COPD 患者数(治療患者数)はまだまだ少なく、多くの患者の方が未診断、未

治療の状況におかれていると考えられています。

【こんな症状はありませんか?】

①代表的な症状は『息切れ』です。特に体を動かしたとき、例えば階段の昇降時や坂 道をのぼるときに気づきます。

②その他の症状は、慢性の咳や痰、喘鳴(風邪をひいた時や運動をした時にゼーゼーいうこと)などがあります。

③病気が進行すると口すぼめ呼吸(体を動かして息切れを感じた時に、意識的に口を すぼめる呼吸)やビア樽状の胸部(胸の前後の幅が増大し、上体が樽のような形状 となる)が症状として出ることがあります。



#### 【診断に欠かせない肺機能検査】

肺機能検査とは、スパイロメトリーを用いるもので、COPD の診断に欠かせないものです。この検査は、最大限に吸えるだけの息を吸い、それを思い切り強く吐き出した空気の最大量と最初の 1 秒間に吐き出される空気の量を測定し、これらの 2 つの測定値の比を出すものです。この比は COPD を発見する指標になります。

#### 【さいごに】

= 3

喫煙歴があり息切れなどの自覚症状が現れた場合は、早いうちに病院を受診し肺機能検査を行うことが重要です。呼吸器症状(息切れ、持続する咳・痰など)で何か気になることがあれば、まずはかかりつけ医の先生にご相談してください。

COPD 治療の第一歩は禁煙です。喫煙を続けるかぎり、病気の進行を止めることはできません。まずは、きっぱりとたばこをやめることが重要です。たばこに対する依存性の強い人は禁煙補助薬を使って、禁煙する方法もあります。興味がある方は、かかりつけ医の先生に相談してみてください。

ご質問やお問い合わせ

医療対策室(上那賀病院内):TEL 0884-66-0211

## 那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日:月曜日~金曜日(午前9時~午後5時) TEL 64-1220(那賀町阿井字寺西7)

## 7月6日~8月7日までの行事予定



にち	げつようび	かようび	すいようび	もくようび	きんようび	تع
7/5	6 ミュージックケア 10:45~	<b>7</b> 七夕祭りをしよう 「飾り作りとゲー ム遊び」	8 絵本の読み聞かせ (お話玉手箱) 11:00~	9 子育て講座「乳幼 児の救急救命法」 11:00~	10 わじきこども園 3歳児との交流	11
12	13 自由にあそぼう	14 プール遊びを 楽しもう	15 わじきこども園 5歳児との交流	16 わじきこども園で のクラス開放日 10:00~11:00	<b>17</b> 英語で遊ぼう 11:00~	18
19	20 海の日(祝日)	21 プール遊びを 楽しもう	22 わじきこども園 2歳児との交流	23 手遊び・うた遊び を楽しもう	24 マタニティーヨガ 11:00~	25
26	27 自由にあそぼう	28 リトミックを 楽しもう	29 ディズニーのキャ ラクターを折紙で 作ろう	<b>30</b> 避難訓練を しましょう(地震)	31 水遊びのおもちゃ 作りをしよう	8/1
2	<b>3</b> プール遊びを 楽しもう	4 作って遊ぼう 「ビニール袋フー センを作ろう」他	5 作って遊ぼう「ビ ニール袋フーセン を作ろう」他	6 ミュージックケア 10:45~	7 自由にあそぼう	8

#### 各こども園の開放日について

- ・あいおいこども園(月・火・木曜日8:30~12:30)
- ・ひらだにこども園(毎週木曜日 10:00 ~ 15:00)
- ・きとうこども園 (毎週水曜日 10:00 ~ 15:00)

### このようなことで悩んでいませんか。

うちの子は、お友達の持っているものを無理に取ってしまったり、自分より小さい子を押したりして困っています。小さい子どもたちのいる場所に連れて行くのが不安です。

◆お母さんもいろんなタイプのお母さんがいらっしゃいます。お子さんが同じような行為をしても「ごめんなさいね。うちの子、まだお友達とうまく関われなくて、今、勉強中なんです。これからも迷惑をおかけするかもしれませんが、お付き合いよろしくお願いします。」と言えたらいいのですが…。ただ、「スミマセン」と頭を下げ、どうしてうちの子はうまく関われないのだろうと…、そのことばかりを考えてしまうとお母さんのストレスがたまるばかりです。子どもは体験を通して学んでいきます。トラブルの時こそ学ぶチャンスととらえませんか。そして、一人で悩まず、相談することも大切ですね。

プール遊びの時は、水着・タオル・着替えを持って来てね。

5月の利用者数:338 名

5月29日 (子育て講座)

ベビーヨガ&チャイルドヨガを体験。お母さんが子どもたちの頭から足の先までやさしくなでてマッサージ。あまりにも気持ちが良くてスヤスヤと眠ってしまうお子さんもいましたよ。

6月4日 (子育て講座)

「熱中症から体を守ろう」の話を聞きました。夏、日中のベビーカーは 40 度以上となり赤ちゃんにとって劣悪な状態になっているとのこと。また、日よけで囲いすぎるとサウナ状態になりかねないので気をつけましょうとのことでした。熱中症予防は水分補給だけではだめ、塩分の補給が重要とのことです。

<u>「広報なか</u>」

## 那賀町消防署だより

ゆっくりはっきりと

那賀町消防署 TEL 62-1119

### 『119番通報について』の巻

平成26年4月から、那賀町全域固定電話からの 119番 (IP 電話 67-0119 も含む) 通報は、すべて鷲 敷にある、那賀町消防署通信指令室につながります。



[19 番です』 火事ですか? 救急ですか?

から、はじまります。

### 消防職員が、聞きたいこと

- 1. 出動場所の特定
- ア) 電話帳に登録済 NTT 固定電話の下4ケタを使いパソコンで検索
- **イ**) 通称でなく、住民票に掲載されている住所で検索
- **ウ)**例えば、○○病院前の国道 195 上など
- 2. 出動前情報

べストな活動の為、 出来るだけ詳しく 教えてください。 お願いします。



- ア) 救急の場合『だれが?いつから?どこが?どのように?どうした?』
  - 例 祖父○○さん○才が、10分前から、胸が、締付けられるように、痛い。
  - 例 父の○○さん○才が、日曜大工をしていて、ノコギリで、右太もも前側を、5cmく らい切った。タオルで傷口を強く押さえていたが血は止まっていないみたい。
- イ) 事故の場合『傷病者人数? どのような事故? 閉じ込めは?』

※体の一部が挟まって出られない場合などは、救急車と救助車が同時出動します。

- 例 普通自動車同士の正面衝突事故です。傷病者は、計2名です。二人とも意識 があり、会話は出来ます。うち1名は頭から少し出血があり、足が車体に挟 まれ出られない状態です。もう1名は、外に出て胸が痛いと坐り込んでます。
- ウ)火災の場合『どこの?なにが?どのように?逃げ遅れている人は?』
  - 例) 那賀町〇〇地区の、A 建屋が火事です。 2 階屋根から炎と黒煙が見えます。 従業員全員避難できているようです。西側から来た方が良いと思います。

### 農業振興課からのお知らせです

## 中山間地域等直接支払制度について

~ 中山間地域にお住まいの農業者の方々を支援します ~

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地 域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体 による支援を行う制度です。平成27年度から第4期対策(平 成27年度~平成31年度)が開始されます。この制度を有 効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地 域の活性化に結びつけていただきたいと考えております。

【交付対象者】 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農 業生産活動等を継続する農業者等が対象となります。

※今年度から新たに取り組まれる場合には、8月末までに活 動計画書の提出が必要です。詳しくは、農業振興課までお 問い合わせください。

【交 付 額】 対象農用地の地目や取り組む活動内容によっ て、交付額が異なります。詳しくは右表をご確認ください。 【お問い合わせ先】 農業振興課 TEL 62 - 3776

#### ■ 中山間地域等直接支払制度交付金単価

地目	区 分 ( ) は基準となる傾斜	交付単価 (円/10 a)
$\Box$	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
١٨m	急傾斜 (15°以上)	11,500
畑	緩傾斜(8°以上)	3,500
	急傾斜(15°以上)	10,500
草地	緩傾斜(8°以上)	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草	急傾斜(15°以上)	1,000
放牧地	緩傾斜(8°以上)	300

※表中の交付単価は、体制整備のための前向きな活動 ※詳細については那賀町ホームページにて公開しております。 にも取り組んだ場合の金額です。

こんにちは、 保健師です

那賀町国民健康保険加入の40歳以上の方へ(お願い)

## 今年も始まります♥特定健診

那賀町相生保健センター(保健師) 462-3892 / IP 050-8805-8801

今年も7月から特定健診が始まります。期間は、12月末までです。

(\*75歳以上の後期の方は、受診券が届いた方のみです。8月頃届きます。)

身体計測と検尿・血液検査であなたの血管が守られているかを

みる健診です。ぜひお受けください♪

# 重要

### なぜ健診が必要なのでしょうか?

病気は早期に発見して治療をスタートしたほうが、より高い治療効果を期待できます。

命を失うとか、体に障害を生じてしまうといったことを防ぐことができるからです。

血管が傷む病気は、全く自覚症状がない場合が多いです。もし健診によって脳梗塞や心筋梗塞になりやすい状態 を事前に把握できれば、その発症を防ぐ治療を進められます。これは、自分にとっても家族にとっても社会にとっ てもいいことです。

「自分の体は自分が一番よく知っている。調子が悪くなったら検査を受ける」と言って、健診を受けたことがな い方は、ちょっと考えていただければと思います。

### 健診を受けている方へ(お願い)

健診を受けていただいてありがとうございます。

健診結果をじっくり見たことがありますか?生活の注意事項が出ていませんか?

生活習慣をちょっと見直すだけで、結果は、必ず変わります。

自分の結果が毎年どう変化しているか知りたい方は、5年間の経年表を保健センターで出すことができます。(国 保の方のみ) ご希望の方は、お問い合わせ下さい。

### 林業振興課からのお知らせ

お問い合わせ:那賀町役場林業振興課 62-1175

## では一般のでは、これを表現を表現を表現を表現を表現している。

那賀町では、町産材を使った木造住宅の施主に、助成をする**「木づかいあんしん住宅支援事業」**を 実施しています。

### 1棟あたり最高額140万円

- 新築住宅で80平方メートル(約24坪)以上(1立方メートルあたり5万円) ★家屋の床面積
- 杉、桧材等を80%以上使用した場合 ★町産材使用量
- ★柱及び土台の寸法が 105ミリメートル×105ミリメートル以上
- ★町内の建築業者等に発注
- ★町内の製材所等に製材品を発注

## **窓林の並ぶるはまするときには届け出が水栗です**

- ★立木を伐採するときは、たとえ自分の山でも事前に 「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出す ることが法律で義務づけられています。
- ★届出制度の対象となる森林は、保安林を除く民有林です。
- ★伐採をおこなう場合、その目的、樹種、方法、面積などに関わらず届け出が必要になります。
- ★伐採を始める90日から30日前までに届け出をしてください。

広報なか 16 17 広報なか

## 自然災害と向き合って考えたこと

鷲敷中学校 1年 西川 遥

「ここまでつかったのは初めてじゃ。」と祖母がため息をつきながら言ったのは、8月10日、台風11号が那賀町を襲った日でした。その日の朝、目が覚めるとはじめて見る光景が私の目の前に広がっていました。家の前の道は川のように水が来ていたのです。わが目を疑いました。幸いにして、雨が上がり、水が引き始めました。急いで下に降りていく



と、私の家の車庫まで泥水が来ていました。私の家周辺は少し土地が高いため浸水しにくいと聞いていました。それなのに、車庫が10センチほど浸かりました。泥水が引くと、車庫の中は泥だらけになっていました。車庫の中にある物を出し、泥を水で流し出しました。

この後、私の家は軽い被害で済んだことが分かりました。水がもっと来ていたらしい小学校方面はどうなっているのだろうと思い、弟と行ってみました。すると、家や道の片付けや掃除をしている人がたくさんいました。小学校のあたりは、まだ泥水が氾濫していました。私の家周辺より厳しい状況でした。その後、新聞やテレビのニュースを見ていると、その大雨のため、約300棟が浸水し、那賀川が増水したことで行き場を失った支流があふれたことが分かりました。これまでも那賀川が、大雨の影響で水かさが増えることはたびたびありました。しかし、今回の水害では、那賀川が氾濫したことによって、多くの家や学校が床上・床下浸水の被害に遭いました。ニュース等では、考えられない高さまで浸水している施設の写真が載っていました。本当に自然災害は恐ろしく、言葉に表せないほどの衝撃を受けました。

それらの光景を見た私は、ただ見ているだけでいいのだろうか。このようなとき、自分には何ができるのだろうと考えました。新聞を見てみると「ボランティアを募る」と書いてありました。そうだ、と思い私もボランティアを進んでしようと考えました。

次の日、床上浸水した人の家の手伝いに行きました。たたみやカーペットに水が染み込み、使えなくなった物が多くありました。床にも水が染み込み、歩いていると、靴下まで水にぬれました。ここまで水が来たのかと、私が驚く以上に、その家の人は途方に暮れた様子でした。おばあさんは、

「どうしたらいいか、分からん。」

とため息をもらし、水に浸かってしまった物を捨てようか、置いておこうか迷っていました。

「おじいさんの大切にしていたものが水に浸かり、台無しになってしまった。」

とも言って、残念がっていました。しかし、使えなくなったものは、どうしようもありません。みんなで協力して物を出しました。手紙も泥水でぬれてしまっていたので、1枚1枚はがし、青空の下に干しました。

今回の水害で、学んだことがあります。それはどんな場所でも自然災害が起きるということです。私の家の周辺のように浸水したことがない場所でも浸水しました。しかも、日本全国で地震や火山の噴火、土砂崩れなどの自然災害が起こっています。いつどこで起こるかわからない自然災害にどのように向き合うべきか考えました。どこが危険な場所なのか、避難場所がどこなのかを当然知っておくことが必要です。それと、避難訓練に積極的に参加することです。東日本大震災に関するニュースで、避難訓練を定期的に行っており、実際に大きな地震が起きても学校にいた全員が助かったということを聞きました。中学校や小学校で行われている避難訓練にまじめに取り組むことはもちろん、地域で行われている避難訓練にも積極的に参加するといいと思います。万が一のことがあっても、ボランティアをするなどし、みんなで助け合っていくことが必要だと思いました。

最も心に残ったことは、今回の水害で、那賀町の多くの人々が、水害の後の掃除や片付けを助け合って行っていたことです。私の父と母も、水害が起きたその日に、知り合いの家に手伝いに行っていました。役場の人や消防団の人も、自分のことは後にして、使えなくなった物や流されてきた物の回収をしたり、ボランティアに来てくれた人の世話などをしたりしてくれていました。そのボランティアにも、すぐに町外から多くの人が集まり協力していました。

助け合う人たちの力によって、その水害の被害にあった人も、前を向いて力強く生活していました。私はこのようなふるさとを持てて、誇りに思います。私も、このような那賀町の一員になりたいです。そのためには、困っている人がいたら自分のことは後にし、すぐその人のためにできることを見つけ、実行しようと思います。自分のこ

子どもたちが那賀町の未来を考える 第5回「那賀町を愛する心」 弁論大会 優秀作品紹介 町内の小中学生を対象とした 弁論大会 (平成26年9月19日、平成27年2月22日開催) での優秀作品をご紹介します。 なお、学校名・学年は弁論大 会当時です。



## ゆずばあちゃん応援プロジェクト

桜谷小学校 5年 谷口 隼斗

「なかなかなか、なかなかなかのゆずばあちゃん」

これは、ぼくたち桜谷小学校 5・6 年生が本気でつくった、ゆずばあちゃん応援ソング「なかのゆずばあちゃん」です。ゆるキャラは、今や町のピーアールには欠かせません。那賀町のゆずばあちゃんには、すだちくんのようなテーマ曲はありませんでした。ゆずばあちゃ

んの応援ソングをつくることで、ぼくたちがふるさとを盛り上げることができると考え、このプロジェクトを立ち上げました。

この歌をつくるために、まず、役場企画情報課を訪ね、ゆずばあちゃんの誕生、活用の仕方などを調べました。そして、何度も話し合いを重ね、ゆずばあちゃんのよさをアピールできる歌詞ができあがりました。さらに、ゆずばあちゃんの公式テーマソングとして採用してもらうためには、耳に残るようなメロディーが必要です。そこで、毎年本校のライブに来てくださっている音楽家の奥野勝利さんに、作曲をお願いしたところ、快く引き受けてくださりました。そして、その歌をレコーディングし、ついに「なかのゆずばあちゃん」が完成しました。この歌は、あのふなっしーの歌とは、対照的なイメージです。何と言っても、心地よいリズムが耳に残り、聞いていると誰もがいやされます。それに親しみやすくやさしい雰囲気は、ゆずばあちゃん、そして那賀町にピッタリだと自信をもっています。

ところで、ぼくたちは、この歌をもっと聞いてもらいたい、全国にも拡げていきたいという夢をもっています。 完成後、ぼくたちは、この曲をピーアールする活動を行いました。学習発表会で、家族や地域の人たちに発表しま した。それに、JAや南部総合県民局にも行きました。すると、たくさんの人から、「那賀町やゆずばあちゃんにぴっ たりやね。特に『なかなかなか』のところは、耳からはなれないですね。」などの感想をいただきました。

ぼくたちは、このプロジェクトを通して、那賀町の様々な方々といっしょに、この「なかのゆずばあちゃん」をつくってきたということにも気づいてきました。決して、ぼくたちだけの力でつくることができたのではありません。役場の方をはじめ、地域再生塾のみなさん、ゆずばあちゃん役の方々など、たくさんの方々の支えや応援があったからです。それに、那賀町には、ふるさとを盛り上げようと、一生けん命に取り組んでいる人がたくさんいることにも気づいたのです。この「なかのゆずばあちゃん」は、そんなみなさんのふるさとを盛り上げようとする思いを背負ってできたんだなと考えています。

これからも、この「なかのゆずばあちゃん」を全国に広めるために、ふるさとのみなさんとがんばっていきます。

### ♪ なかのゆずばあちゃん

作詞 平成 26 年度桜谷小学校 5 · 6 年生作曲 奥野勝利

ゆずばあちゃん イェイ イェイ イェイ 人気者 みんな大好き 笑顔かわいい ゆずのようせい ゆずばあちゃん なかなかなかの ゆずばあちゃん



19 広報なか 18

### 那賀川 防災情報コーナー 🚾



皆さんこんにちは、国土交通省那賀川河川事務所です。 今回は「森と湖に親しむ旬間」と「那賀川の日」のご案内です。

「那賀川の日イベント」

調査課(0884-22-6562)

問い合わせ先 那賀川河川事務所

▶那賀川の日(8月6日)にあわせ、那賀川の上流か

ら下流までの流域の子供たち(小学生)を対象に、那

賀川上下流交流イベントの開催を予定してします。

### 「森と湖に親しむ旬間」と「ダム見学会」

問い合わせ先 長安口ダム管理所(0884-66-0121)

- ▶国土交通省及び林野庁は、毎年7月21日から31日 までを「森と湖に親しむ旬間」として定めています。
- ▶この旬間は、昭和62年度にはじまり、国民のみな さんが森林や湖に親しむことにより、心と体をリフレ ッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解 していただくことを目的としています。
- ▶皆さんもこの機会に、【自然豊か】な那賀川上流の 森とダム湖に、親しんでみませんか?
- ▶現在長安口ダムでは、洪水調節能力増強のための改 造工事も進んでおり、見学することもできます。
- ▶旬間中以外でも、ダム見学は随時受け付けしており ますので、興味のある方はお気軽に問合せ下さい。



#### 日時: 平成27年8月6日休

▶イベントに関する詳細情報 (イベント内容、応募方法 等)は、7月から、『那賀川河川事務所ホームページ』 への掲載を予定していますので、そちらをご覧ください。 http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/

本コーナーに関するご意見は、下記までメール又はお葉書でお願いします。 長安口ダム管理所 〒771-5505 那賀町長安向イ22-1

E-mail skr-nakaga70@.mlit.go.jp

## 那賀町総合型地域スポーツクラブ

## 那賀よしクラブ

会員になると、クラブで実施している各教室やイベントに会員料金で参加していただけます。 また、会員がB&G体育館を使用したい時は施設使用料が無料になります。

年度会費: 1,200円+スポーツ安全保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,000円)

## 7・8月のスポーツ教室

全教室無料体験実施中です! 見学もOK!お気軽にご参加ください。

【こども体操教室一時休止について】

場所:鷲敷 B&G 海洋センター体育館

大変好評のこども体操教室ですが、先生の怪我のため2~3ヵ月程度お休みさせていただきます。

で迷惑をおかけしますが、で理解の程よろしくお願いいたします。なお、再開の際には改めて告知させていただきます。

教 室 名	開催時間	教室名	開催時間			
<b>こども体操教室</b> (毎週火曜日) (第1・3週は小学校低学年 第2・4週は幼児です)	午後6時15分 ~7時15分 ※先生の怪我の為 現在休止中です。	キッズダンス <b>教室</b> (毎月第 1 ・ 3 土曜日)	第1土曜 午後6時~7時(小学2年生以下) 午後7時~8時(小学3年生以上) 第3土曜 午後6時~7時(全年齢対象)			
<b>歪み改善!ポールほぐし</b> (毎月第1・3火曜日)	午前10時 ~11時15分	体幹バランス★ポール&ヨガ (毎月第 1 ・ 3 火曜日)	午後7時30分~8時45分			
ココロとカラダ、すっきりヨガ (毎週木曜日)	午前10時 ~11時15分	オヤスミまえのリラックスヨガ (毎週木曜日)	午後7時30分~8時45分			
気軽に運動教室《ナカスポ》 (毎月第1・3火曜日、毎週木曜日)	午前10時 ~11時15分	エアロビクス (毎月第2・4土曜日)	午後8時~9時			

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。

- ☆ 各教室に参加をご希望の方は、2日前までに電話か FAX にてお申し込みください。
- ☆ 対象は指定がない限り全年齢対象です。ただし、5歳未満のお子様は保護者同伴でご参加ください。

【申込み・問い合わせ】 那賀よしクラブ事務局 (那賀町鷲敷B&G体育館内) TEL62-1300 FAX62-1573



## 那賀警察署だより

平成 27 年 7月 那賀警察署発行

Tel 62-0110

「防ごう!少年非行」県民総ぐるみ運動(7~8月)

~県警察では、この期間中、特に次の活動を推進します。~

- ① 非行少年を生まない社会作りを推進します。
- ② 再非行防止に向けた少年の立ち直りを支援します。
- ③ 街頭補導活動を強化します。
- ④ 非行防止・薬物乱用防止や、携帯電話・インターネットを安全 に使うためにフィルタリング普及の広報・啓発活動を実施します。
- ⑤ 各種営業者に対し協力を要請します。
- ⑥ 少年相談活動を推進します。
- ⑦ 被害少年を支援します。
- ⑧ 少年の保護者に対する支援を行います。



平成27年度

### 那賀警察署防犯功労者及び防犯功労団体表彰について

去る5月18日に開催された那賀町防犯連合会総会で、那賀警察署管内の防犯活動に長年にわたり、ご 尽力された方及び団体に那賀町防犯連合会会長・那賀警察署長連名の感謝状を贈りましたので、この場を お借りしてご披露させていただきます。

### 防犯功労者表彰

防犯功労団体表彰

署所在地地域の安全を守る会会員 吉田 文惠 様 相生地域の安全を守る会会計 前川 譽一 様 平谷地区防犯連絡所協議会会員 今西 俊則 様

木沢地区防犯連絡所協議会会員 福浦 茂様 出原地域の安全を守る会副会長 早川 幸男 様 平谷地域の安全を守る会(会長 久川 英二様)

### 徳島県職員を募集しています!

	受験資格(年齢は平成 28 年 4 月 1 日現在)	受付期間	第1次試験日
<b>警察官B</b> (男性・女性)	昭和60年4月2日(30歳)から平成10年4月1日 (18歳)までに生まれた者。ただし四年制大学等 を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒 業する見込みの者を除く。	8月6日休 ~8月27日休	10月18日(日)
事務職 (高等学校卒業程度)	平成6年4月2日(21歳)から平成10年4月1日(18歳)までに生まれた者。ただし四年制大学等を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。	8月6日休 ~8月24日(月)	9月27日(日)
事務職(短期大学卒業程度)			9月27日(日)

#### 那賀警察署だより3月号記事の訂正とお詫び

那賀警察署だより3月号に掲載されました『特殊詐欺抑止対策の一環として「迷惑電話チェッカー」のモニター募集について』という記事の中のモニター期 間について、「平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」と記載しましたが、正しくは「平成 26 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」 ですので訂正し、この場をお借りして、お詫びいたします。

なお、「迷惑電話チェッカー」のモニター募集については、定員に達したため、現在は募集しておりませんので、ご了承ください。

広報なか 20 21 広報なか

# わじき夏まつり 2015

〔お問い合わせ先〕 わじき夏まつり運営委員会



7月18日 小雨決行



豊饒の杜総合運動公園グラウンド(和食郷字南川)

※会場周辺にて交通規制がありますので、ご注意ください。

### 【プログラム】

17:30 ~ オープニングイベント

(ゆかたコンテスト、楽器スティールパンの体験コーナー)

18:30~ 開会宣言

18:35 ~ 園児と保護者の踊り

18:45~ 青年団実施 地元芸能 19:15~ お菓子投げ

19:25 ~ わじき音頭、わじき小唄、阿波踊り

20:00~ パンドル ~スティールパン演奏~

20:30~ 花火大会 ミュージック花火

進行状況により若干時間を変更する場合があります。



▲ Pendre (パンドル)

### 「ゆかたコンテスト」募集!

小学生以下の部、中学校・一般の部

7月13日までに商工会鷲敷事務所(62-2159)まで! さらに!!まつり当日に、ゆかたで来場の方にも、抽 選で「わじき温泉年間パス」など、豪華賞品が当たります。

## **Exciting Summer in** WAJIKI'15

今年は、「地域活性化と復興」を 掲げ"ナカの夏"を盛り上げま すので那賀町の皆様のご来場を お待ちしています。

今年もエキサイティングサマーインワジキ'15(8月13日開催)を観覧希望の地元小・中・高生に優 先的に前方ブロックの入場券を配布します。入場券をご希望の方は、下記の方法でブロック指定券の引換 券をお渡ししますので、配布期間内にお住まいの地区の役場窓口までお越し下さい。



Crystal Kay







ハジ→

**WEAVER** 

## **Exciting Summer in WAJIKI'15**

●対象者 那賀町内に在住する(住民票を置く)、平成9年4月2日から 平成15年4月1日生まれの方

●配布期間 平成27年8月3日(月)~8月7日(金 8:30~17:15

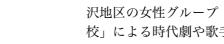
●配布場所 那賀町役場本庁及び各支所窓口

- 配布は1人1枚です。(1枚につき、1人が入場できます。)
- ・対象者のご家族(住民票で同世帯)に限り、代理受領できます。
- · 町外の中学校 · 高校に通っている方も町内に住民票があれば対象です。
- ・配布されるのは、AL・BLのブロックです。先着順に前方ブロックから配布します。
- ・当日は、引き換えた順に並んでいただき、<u>一般入場者と同様に入場</u>していただく予定です。
- 那賀高校生は、町外に住所があっても対象とします。希望される方は、学生証を持参の上、役場窓口までお越しください。
- ・会場には、徒歩・自転車・送迎・路線バス等でお越しください。

中高生等優先配布要綱

### お問い合わせ先

エキサイティングサマー インワジキ実行委員会事務局 TEL 0884-62-1198



沢地区の女性グループ「きさわ杉の娘楽 校」による時代劇や歌手の越路よう子さ んによるステージもあり、会場が大いに

第42回徳島県少年野球連盟阿南大会 レッズ少年野球部 優 勝!!



最優秀投手賞 福永 怜央



最優秀選手 湯浅 太輔

この 当か々たがル

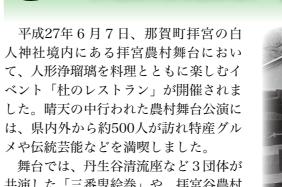
### ●試合結果●

2回戦 鷲敷レッズ 7-0 中野島スポーツ少年団 3回戦 鷲敷レッズ 2-0 松島スポーツ少年団

4回戦 鷲敷レッズ 10-0 貞光クラブ

準決勝 鷲敷レッズ 2-0 北島南十字星 決勝戦 鷲敷レッズ 10-4 見能林スポーツ少年団





舞台では、丹生谷清流座など3団体が 共演した「三番曳絵巻」や、拝宮谷農村 舞台保存会や那賀高校人形浄瑠璃部など による襖からくりが披露されました。木 盛り上がりました。



広報なか 22 23 広報なか

## 相生森林美術館だより

## 相生森林美術館夏休み絵本原画展

## いとうひろし展 絵本から生まれる世界

## 7月18日(土)~8月30日(日)

休館日:毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

入館料:一般(高校生以上)320円、中学生以下無料

相生森林美術館の今年の夏休み絵本原画展は絵本作家・イラストレーターと して活躍する、いとうひろし氏の作品を紹介します。

1957年東京で生まれたいとうひろし氏は、早稲田大学在学中に早大児童文 学研究会で絵本の創作をはじめました。その後、おじいちゃんとぼくの心あた たまる交流を描いた『だいじょうぶ だいじょうぶ』や「おさるシリーズ」な ど多くの絵本を出版し、絵本にっぽん賞、路傍の石少年文学賞、講談社出版文 化賞絵本賞、野間児童文芸賞などを受賞しました。

本展覧会では『だいじょうぶ だいじょうぶ』、『ルラルさんのにわ』、『おさ るのおいかけっこ』など代表的な作品の絵本原画をはじめ、自作のオブジェな ども展示紹介いたします。子どもから大人まで、いとうひろし氏の作品世界を どうぞお楽しみください。



「だいじょうぶ だいじょうぶ」 © Hiroshi Ito, 1995

### ■いとうひろし講演会 「絵本のしごと」

日 時:7月19日(日)

午後1時~2時 講師:いとうひろし氏(絵本作家)

### ■親子で楽しむ おはなし会

日 時:いとうひろし展会期中の毎週土曜日 午後2時~2時30分

参加費:無料

協力:おはなしボランティア「お話し玉手箱」



### ■休館日のお知らせ

展示替えのため、7月14日火~17日金を臨時休館日とさせて いただきます。

■講座のお知らせ 童謡を歌う会講座 7月12日(日) 午前10時~12時

※お問い合わせ・講座のお申し込みは・・・ 相生森林美術館(62 - 1117)まで



## 県立南部テクノスクール受講生募集

簿記会計の基礎、日商簿記試験対策、ワード、エクセル、パワーポイント 等

離転職者等で、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた人

8月18日火~11月17日火)(日・祝日は休校日)

午前9時~午後3時50分

無料 ※テキスト代は自己負担

訓練場所 四国進学会 阿南校

申 込 先 居住地を所管する公共職業安定所へ

申込期間 6月30日(火)~7月28日(火)

お問い合わせは、公共職業安定所または南部テクノスクール TEL 0884 - 26 - 0250

# か 文芸 品募集 (第 つ

小 随 筆 (四) Ø) 0 投稿

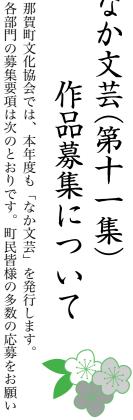
(千六百字話め)

八百字以内)

歌柳句

人人人 首旬旬

人人人 点点点



( )



応募頂 応募の第

那賀町文化協会事務

6 2

8

は編集委員会に

お

ることがの場

合必着) あ合 お

品は

できます

ることと

短歌

随筆

小説の全部門に応募すること

大幅に超える作品につ

無には

員会

/な漢字に がに置

つあ

V2 D

ては読み仮名を

してく

ださ

## 平成27年度



時

代背景

上に分け

します

共首の

## 那賀町近畿ふるさと会 定期総会・交流会を開催!!

平成27年5月30日仕、大阪市都島区の「ホテル京阪京橋」にて、 平成27年度那賀町近畿ふるさと会定期総会・交流会が開催されま した。

昨年の設立から1年を迎えた今回も、近畿圏在住の町出身者や、 那賀町に縁のある方など、総勢70名が出席されました。

坂口町長や株田議長の他、来賓として徳島県大阪本部の小笠恭彦 本部長と徳島県人会近畿連合会の木岡清会長がお越しくださり、御 祝辞を頂きました。

交流会では昨年の設立総会でも好評を博した丹生谷清流座による 「寿二人三番叟 (ことぶきににんさんばそう)」が上演され、自然と 手拍子も始まり会場は大いに盛り上がりました。また、移住を呼び かける那賀町 PR 動画上映では、那賀町の四季や人々の笑顔が映し 出され、参加者からは「懐かしい!」という声が上がりました。

ふるさと会では今後も情報発信やイベントの開催を続けていくこ とで那賀町と出身者との交流をはかっていくだけでなく、定住の為 に雇用の場も確保していく予定です。近畿圏・関東圏にお住まいの お知り合いがいらっしゃいましたら、是非お声かけください!



願





広報なか 24 25 広報なか

# ほがらかくん。

111〈読み聞かせ〉

by でじまん









### 上那賀地区のみなさんへ

## 8月の大型ゴミの受付は7月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は8月ですが、受付は収集月の前月中までです。 ※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

## 

樹種|長さ|

杉

3 m

4 m

《相生共販所》 (平成27年5月20日開催) ●売上数量  $2,287 \,\mathrm{m}^3$ (622,635才)

第	566	回市
平均単価	樹種	長さ

径 級	平均単価		樹種	長さ	径 級	平均単価
~11	190円/本				~11	190円/本
12~13	8,000円/㎡			3 m	12~13	7,000円/㎡
14~16	12,000円/㎡			3111	14~16	14,000円/㎡
18~22	12,500円/㎡		+△		18~22	14,000円/㎡
~ 8	300円/本		桧		~ 8	300円/本
9~13	9,500円/㎡			1 m	9~13	9,000円/㎡
14~16	10,500円/㎡		4 m	14~16	15,000円/㎡	
18~32	15,500円/㎡				18~22	14,000円/㎡

◆固定資産税 (第2期分)

国民健康保険税 (第1期分)

納期限は平成27年7月31日金です

納期限内の納付をお願いします。【税務課】 ™ 62-1182

## 7月の行政相談開設日

開催日時		相談所	相談委員	
7月22日(水)	10時~12時	地域交流センター	吉原 桂子委員	
7月22日(水)	10時~12時	相生老人福祉センター	田中 恒弘委員	
7月17日金	10時~12時	上那賀支所町民サロン	早山 公昭委員	
7月17日(金)	10時~12時	木頭文化会館	仁木 登委員	

8月の人権相談 相談は無料で秘密は固く守られます。 お気軽にご相談ください。

相談日 8月7日\ 10:00~12:00

相談場所 平谷福祉センター

出席委員 早山 公昭委員、山﨑 久美委員

ひまわりは人権 の花です。

人情に言葉違え ť 川 逝き 散 柳 ぞ僧 竹育林 の る る 桜な な 桜 大 岡 ž 溝 の 東 亀 森 n の L で な 色映え 島 と て 梨面花彩 積れ を 上 ユ て リザヤ

## 木頭図書館だより

### 新着本を紹介します

・パンのようちえん えんそくにいく さとうめぐみ

・心霊スポットへようこそ Wの笑う声 山口 理

■ 子ども向け

・赤(ハペン

・やさしさとおもいやり

アユは四季を泳ぐ

宮西 達也

澤井 美穂

#### ■ 一般向け

山内道雄/他 ・未来を変えた島の学校 ・反骨の市町村 相川 俊英

・ 天使はここに

四国八十八か所めぐり

さよならは明日の約束

西澤 保彦 中山 七里 ・ヒポクラテスの誓い

(※この他にも新着本届いています。)

朝比奈あすか

### 第61回青少年読書感想文課題図書も開架!

小学校低学年	「かあさんのしっぽっぽ」「あしたあさってしあさって」「はこぶ」「クレヨンからのおねがい!」
小学校中学年	「パオズになったおひなさま」「かぐやのかご」「お話きかせてクリストフ」「ぼくはうちゅうじん」
小学校高学年	「レジェンド!」「ぼくの、ひかり色の絵の具」「ぼくとテスの秘密の七日間」「ちいさなちいさな」
中 学 校	「うなぎー億年の謎を追う」「夏の朝」「ブロード街の12日間」

### 第28回 木頭杉一本乗り大会 協賛展示 那賀川の材木流し

日本では、河川が材木を運ぶ道の役割をした時期が ありました。全長125kmの那賀川も、明治時代から昭 和30年代まで、川の流れを利用して、上流から下流 へ材木を運びました。丸太材の一本乗りはその仕事の なかから生まれた技術です。白黒写真や文献によって、 那賀川だけでなく、全国の河川で行われた筏流しの様 子なども展示します。7月26日の一本乗り大会後は、 そのスナップ写真を追加して展示紹介します。

7月から9月下旬まで。

### 木頭図書館の真夏の名物行事! おはなしコンサート

### 日時 8月10日(月) 午前10時30分~ 場所 木頭文化会館 1 階講義室

木頭図書館では、毎月第2月曜日に約30分の「おはなし会」 を開いています。8月は公演時間を1時間に拡大して「おはな しコンサート を開きます。今回の主要演目は宮沢賢治の名作 『銀河鉄道の夜』のパネルシアターです。ほかに大型絵本や手 遊び、エプロンシアターなど多彩なプログラムを用意しています。 お子さんだけでなく、大人も楽しめる内容です。ぜひご来館 ください。

TEL 68-2226 IP 050-8800-6011 FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日

【開館時間】9:30~18:00 (土曜は17:00まで) ※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

■ **鷲敦図書館** TIL・M 0884-63-0117 IP (鷲敷地区のみ) 62-8808

【休室日】月曜·火曜

【開室時間】9:00~12:00、13:00~16:00 ※木頭図書館の本も貸出できます。

### 【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業

## 7月の女性のための生き方なんでも相談



※**事前に予約が必要です**。 相談は無料で秘密は固く守られます。

相談日	7月7・14・21・28日 8月4・11日	7月10・24日
相談時間	午後1時~午後5時	午後1時~午後4時

相談場所 阿南市市民会館 2階(電話での相談もできます) 連絡先 阿南市男女共同参画室分室 ☎ 0884 - 22 - 0361

広報なか 26 27 広報なか







相生 (上那賀)

相

生

広報掲載については、那賀町役場へ届出された方、及び掲載希望の申し出があった 方について掲載しております。他市町村へ届出された方で掲載をご希望の方は、戸 籍係までお申し出くださいますようお願いいたします。

ま

す

(鷲敷)

(鷲

敷

(上那賀

(木頭

( 鷲

敷

相

敷 生